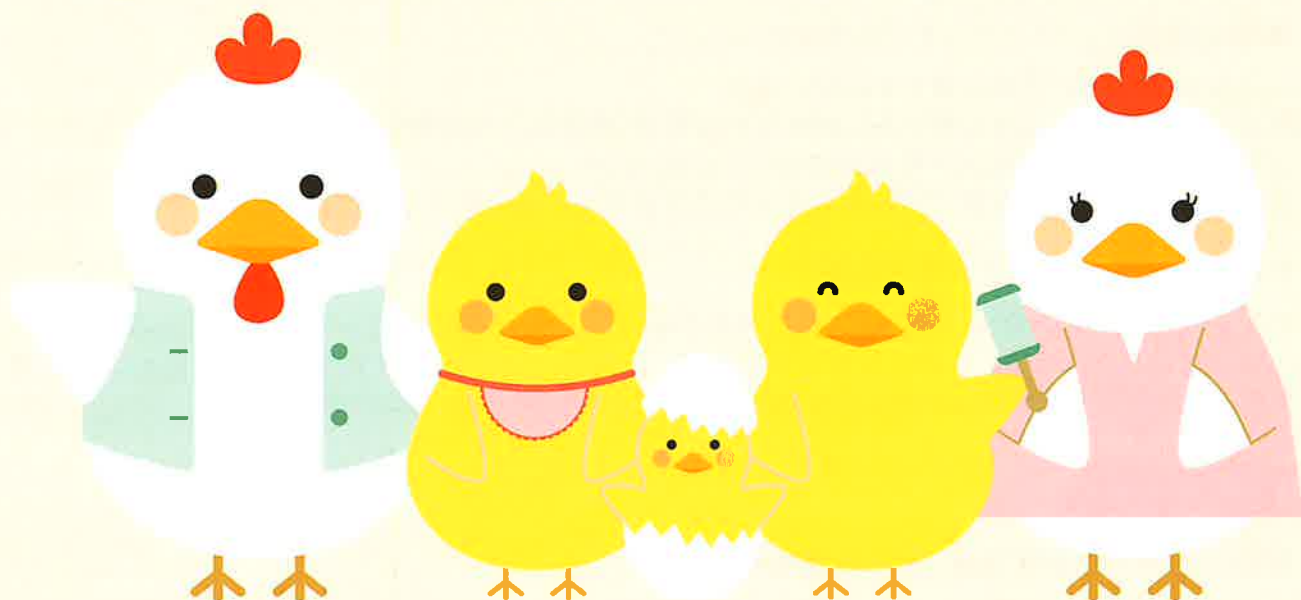


令和4年度 働くパパママ
育休取得応援奨励金



従業員の**育児休業**取得を推進する
都内企業等を支援します

働くパパ
コース

育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、男性従業員に
育児休業を取得させた都内企業等対象（企業・法人規模不問）

育児休業15日取得 **25万円支給**
15日取得以降15日ごとに25万円加算 **上限 300万円**（一事業者1回のみ）

特例措置 従業員数300名以下の中小企業等には、条件により特例措置あり

働くママ
コース

就業継続しやすい職場環境を整備し、女性従業員に育児休業を
取得させた都内中小企業等対象（従業員数300名以下の企業・法人）

125万円支給（一事業者1回のみ）

お知らせ

令和4年10月1日以降に取得した育児休業は合算できるようになります。

※ただし、1歳までに開始したものに限りです。その他合算には要件がありますので、募集要項をご確認ください。

奨励金の概要



パパコース

奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

都内在勤の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでに15日以上の子育て休業を取得し、復帰後3か月以上継続雇用されていること

環境整備要件 次のいずれかの取組を行ったこと

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口の設置）
- ③ 従業員の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 従業員への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

中小企業等を対象とする特例措置

- ① 子の出生後8週の期間に30日以上の子育て休業を取得した場合、奨励額に一律20万円を加算
- ② 子の出生後8週の期間に初回の子育て休業を取得した場合、2回目の子育て休業期間を初回の子育て休業期間と合算して申請可能（合算可能な2回目の子育て休業は令和4年9月30日までに開始したものに限り）

ママコース

奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

都内在勤の女性従業員（雇用保険被保険者）が、子が1歳に達するまでに子育て休業を開始し、1年以上取得した後、復帰後3か月以上継続雇用されていること

環境整備要件

- 復帰するまでの間に復帰支援として面談を1回以上かつ復帰に向けた社内情報・資料の提供を定期的に行ったこと
- 育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について、令和4年4月1日以降、いずれかを就業規則に整備したこと
 - ① 育児休業期間の延長
 - ② 育児休業延長期間の延長
 - ③ 看護休暇の取得日数の上乗せ
 - ④ 中抜けありの時間単位の看護休暇導入
 - ⑤ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

申請期間

育児休業から復帰後3か月経過した翌日から2か月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日まで ※ただし、予算の全額が執行されると終了となります

過去に「働くパパママ育休取得応援奨励金」を受給していない企業が申請できます！

※申請コースが異なる場合は申請可能

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人 東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL 03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

東京しごと財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusutoku.html>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和4年4月作成